

平成26年度 第1回 久留米市地域公共交通会議 議案等

《協 議》

- 協議第1号 久留米市地域公共交通会議設置要綱の改定について ----- P 1
- 協議第2号 久留米市地域公共交通会議運営要領の改定について ----- P 8

《報 告》

- 報告第1号 久留米市地域公共交通会議事務局設置要領の制定
について ----- P 12
- 報告第2号 久留米市地域公共交通会議謝金・費用弁償に関する
要領の制定について ----- P 15
- 報告第3号 久留米市地域公共交通会議幹事会設置要領の廃止
について ----- P 17
- 報告第4号 久留米市の今後の生活支援交通について ----- P 18

《協 議》

- 協議第3号 久留米市城島地域、北野地域生活交通ネットワーク
計画（案）について ----- P 20

《報 告》

- 報告第5号 久留米市地域公共交通会議の今後の開催予定について ----- P 21

協議第 1 号

久留米市地域公共交通会議設置要綱の改定について

久留米市地域公共交通会議設置要綱を別紙のとおり改定することについて、
承認を求める。

平成 26 年 6 月 24 日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

久留米市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

改正案	現行要綱（H24.5.1 策定）	備考（変更点）
<p>（目的） 第1条 久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、次に掲げる事項を協議するため設置する。</p> <p>（1）道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項</p> <p>（2）地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）第2条第1項に規定される生活交通ネットワーク計画又は第2条第2項に規定される地域公共交通確保維持事業に関する事項</p> <p>（3）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第3条の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要な事項</p>	<p>（目的） 第1条 久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p>	<p>○目的として新たに2項目（2）、（3）を追加</p>
<p>（事務所） 第2条 交通会議の事務所は福岡県久留米市城南町15番地3に置く。</p>		<p>○事務所位置を明記</p>
<p>（協議事項） 第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>（1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること</p> <p>（2）生活交通確保・維持・改善のための事業に関すること</p>	<p>（協議事項） 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>（1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>（2）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p>	<p>○協議事項として「生活交通確保・維持・改善のための事業：国庫補助の活用のため」の事項と「形成計画の策定及び</p>

改正案	現行要綱（H24.5.1 策定）	備考（変更点）
<p>(3) 活性化再生法第5条に規定される地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定及び変更の協議に関すること</p> <p>(4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること</p> <p>(5) 形成計画に定められた事業の実施に関すること</p> <p>(6) 前5号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと</p> <p>(7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること</p>		<p>変更」に関する事項を追加</p>
<p>(組織)</p> <p>第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 久留米市長又はその指名する者</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 鉄道事業者</p> <p>(4) 一般社団法人福岡県バス協会</p> <p>(5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体</p> <p>(6) 市民又は利用者の代表</p> <p>(7) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(9) 道路管理者</p> <p>(10) 公安委員会又は交通管理者</p> <p>(11) 学識経験者</p> <p>(12) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 久留米市長又はその指名する者</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 一般社団法人福岡県バス協会</p> <p>(4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体</p> <p>(5) 市民又は利用者の代表</p> <p>(6) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(8) 道路管理者</p> <p>(9) 学識経験者</p> <p>(10) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者</p>	<p>○形成計画策定のため、鉄道事業者と公安委員会を追加</p> <p>○公安委員会は現行要綱では交通管理者としてオブザーバー委員として参加</p>
<p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>○異動等による委員交代の際の残任期間を明記</p>

改正案	現行要綱（H24.5.1 策定）	備考（変更点）
<p>（臨時委員）</p> <p>第6条 特定の地域に関する事、または、特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて交通会議に出席する。</p> <p>3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。</p>	<p>（臨時委員）</p> <p>第5条 特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 臨時委員は、当該特別な事項に関する協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。</p>	<p>○生活支援交通の導入に合わせて導入地域に検討会を設置する。この際、検討会の代表を臨時委員とすることを想定し、条文の一部訂正を行う。</p>
<p>（オブザーバー委員）</p> <p>第7条 交通会議のオブザーバー委員は、交通会議が必要と認める者とし、会長の要請に応じて交通会議に出席し、意見を述べるものとする。</p> <p>2 第4条第10号に規定する委員は、第3条第1号及び第2号に規定する事項を協議する際はオブザーバー委員とする。</p>	<p>（オブザーバー委員）</p> <p>第6条 交通会議のオブザーバー委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1）交通管理者</p> <p>（2）交通会議が必要と認める者</p> <p>2 オブザーバーは、会長の要請に応じて交通会議に出席し、意見を述べるものとする。</p>	<p>○久留米警察署、うきは警察署の委員が交通管理者として協議事項に参加する場合は現行要綱通りオブザーバーとして参加することを記載</p>
<p>（役員の定数及び選任）</p> <p>第8条 交通会議に次の役員を置く。</p> <p>（1）会 長 1名</p> <p>（2）副会長 1名</p> <p>（3）監 事 2名</p> <p>2 会長は、第4条第1号に規定する委員をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、委員の中から会長が指名する。</p> <p>4 監事は、別途、久留米市地域公共交通会議財務要領（以下「財務要領」という。）を策定した場合、委員の中から会長が指名する。</p> <p>5 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。</p> <p>【会長、副会長の職務についての記載→9条へ】</p>	<p>（会長及び副会長）</p> <p>第7条 交通会議に会長、副会長各1名を置く。</p> <p>2 会長は、第3条第1号に規定する委員をもって充てる。</p> <p>3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。</p> <p>4 副会長は、委員の中から会長が指名する。</p> <p>5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長がかけたときは、その職務を代理する。</p>	<p>○財務要領策定時を想定し、監事を置くことを追記</p> <p>○役員の兼務ができないことを追記</p>
<p>（役員の職務）</p> <p>第9条 会長は、協議会を代表し、</p>		<p>○監事役員の追加に伴い役員</p>

改正案	現行要綱（H24.5.1 策定）	備考（変更点）
<p>その会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 監事は、協議会の会計監査を行う。</p> <p>4 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。</p>		<p>の職務を整理</p>
<p>（会議の運営）</p> <p>第10条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2 交通会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。</p> <p>3 交通会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。</p> <p>5 前項の書面は、会議の開催の前日までの協議会に到着しないときは、無効とする。</p> <p>6 交通会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>7 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>【庶務、対応窓口の記載⇒14条へ】</p>	<p>（交通会議の運営）</p> <p>第8条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2 交通会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。</p> <p>3 交通会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 交通会議は原則として公開とする。</p> <p>5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>6 交通会議の庶務は、久留米市都市建設部都市デザイン課において処理する。</p> <p>7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、久留米市都市建設部都市デザイン課に、連絡・通報窓口を定めるものとする。</p>	<p>○会議の庶務についての記載を別条として分割</p> <p>○代理人による表決、書面決議の実施を明記</p> <p>○非公開の会議の開催の規定を追記</p>
<p>（書面による決議）</p> <p>第11条 交通会議は、会長が認め、次の事由に該当するものは、書面</p>		<p>○書面決議に関する事項を明記（これまで幹</p>

改正案	現行要綱（H24.5.1 策定）	備考（変更点）
<p>による決議を行うことができる。</p> <p>(1) 交通会議に提案され、協議・調整を行った地域の需要に即した乗合運送サービス事業のうち、軽微な事業計画の変更その他必要と認められる措置の変更</p> <p>(2) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない事項</p> <p>(3) 事前に交通会議において書面による決議の了承を受けている事項</p> <p>2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の交通会議において、その内容を報告しなければならない。</p>		<p>事会で対応してきた事項については、書面決議による対応とする。）</p>
<p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第12条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p>	<p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p>	
<p>【削除】</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第10条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおく。</p> <p>2 幹事会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>○書面決議の条文の追加に伴い削除</p>
<p>(分科会)</p> <p>第13条 第3条各号に掲げる事項について、特定地域の取り組みを行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。</p> <p>3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>		<p>○協議事項が増えるため、将来的な分科会の設置を考え追加</p>
<p>(事務局)</p> <p>第14条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、久留米市都市建設部交通政策課に置く。</p> <p>3 事務局には事務局長、事務局員を置き会長が定めた者を充てる。</p>		<p>○事務局の設置を明記</p>

改正案	現行要綱（H24.5.1 策定）	備考（変更点）
<p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>		
<p>（経費及び財務） 第15条 交通会議の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てるものとするが、財務要領による定めのない場合は久留米市において負担する。 2 その他協議会に予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>		<p>○交通会議が国庫補助の申請等を行うため、財務に関する項目を追加</p>
<p>（その他） 第16条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p>	<p>（その他） 第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p>	

協議第 2 号

久留米市地域公共交通会議運営要領の改定について

久留米市地域公共交通会議運営要領を別紙のとおり改定することについて、承認を求める。

平成 26 年 6 月 24 日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

久留米市地域公共交通会議 **運営要領** 新旧対照表

改正案	現行要領 (H24.6.22 策定)	備考 (変更点)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、久留米市地域公共交通会議設置要綱(平成26年6月 日改正)第16条の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、久留米市地域公共交通会議設置要綱(平成24年5月1日施行。以下「要綱」という。)第11条の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○要綱の変更に伴い条文を修正</p>
<p>(会議開催の周知)</p> <p>第2条 会議開催の周知は、久留米市附属機関等の会議の公開に関する要綱(平成14年2月27日久留米市庁達第2号)第3条に準じて、必要な事項を公表するものとする。</p>	<p>(会議開催の周知)</p> <p>第2条 会議開催の周知は、久留米市附属機関等の会議の公開に関する要綱(平成14年2月27日久留米市庁達第2号)第3条に準じて、必要な事項を公表するものとする。</p>	
<p>(会議の傍聴の手続き)</p> <p>第3条 会議が公開される場合において会議を傍聴しようとする者は、公表された受付場所に備える傍聴者受付簿(別記様式)に必要事項を記載しなければならない。</p> <p>2 傍聴の受付は、会議開催時刻の30分前から開催時刻の5分前までに行うものとする。</p> <p>3 前項の規定による傍聴者の受付は、会議の当日、会議場において先着順で行い、定員は10人を限度とする。ただし、報道関係者の傍聴については、別に記者席を設けるものとする。</p>	<p>(会議の傍聴の手続き)</p> <p>第3条 会議が公開される場合において会議を傍聴しようとする者は、公表された受付場所に備える傍聴者受付簿(別記様式)に必要事項を記載しなければならない。</p> <p>2 傍聴の受付は、会議開催時刻の30分前から開催時刻の5分前までに行うものとする。</p> <p>3 前項の規定による傍聴者の受付は、会議の当日、会議場において先着順で行い、定員は10人を限度とする。ただし、報道関係者の傍聴については、別に記者席を設けるものとする。</p>	
<p>(意見陳述)</p> <p>第4条 会議における意見陳述は、これを認めない。ただし、会長が交通会議に諮って認めた者については、この限りではない。</p> <p>2 意見陳述を認められた者は、会長の指示に従って意見陳述を行い、意見陳述後は速やかに退出しなければならない。</p>	<p>(意見陳述)</p> <p>第4条 会議における意見陳述は、これを認めない。ただし、会長が交通会議に諮って認めた者については、この限りではない。</p> <p>2 意見陳述を認められた者は、会長の指示に従って意見陳述を行い、意見陳述後は速やかに退出しなければならない。</p>	

改正案	現行要領 (H24.6.22 策定)	備考 (変更点)
<p>(会議の傍聴の禁止)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>一 銃器その他危険物を持っている者</p> <p>二 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>三 旗、のぼり、ビラ、プラカードの類を持っている者</p> <p>四 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</p> <p>五 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</p>	<p>(会議の傍聴の禁止)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>一 銃器その他危険物を持っている者</p> <p>二 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>三 旗、のぼり、ビラ、プラカードの類を持っている者</p> <p>四 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</p> <p>五 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</p>	
<p>(傍聴者の守るべき事項)</p> <p>第6条 傍聴者は、会議場においては次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>一 会議における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>二 談論、放歌、高笑その他騒がしい行為をしないこと。</p> <p>三 飲酒又は喫煙をしないこと。</p> <p>四 会長の許可を得ないで撮影、録音等をしないこと。</p> <p>五 その他会議場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。</p>	<p>(傍聴者の守るべき事項)</p> <p>第6条 傍聴者は、会議場においては次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>一 会議における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>二 談論、放歌、高笑その他騒がしい行為をしないこと。</p> <p>三 飲酒又は喫煙をしないこと。</p> <p>四 会長の許可を得ないで撮影、録音等をしないこと。</p> <p>五 その他会議場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。</p>	
<p>(傍聴者の退場等)</p> <p>第7条 会長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p> <p>2 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。</p>	<p>(傍聴者の退場等)</p> <p>第7条 会長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p> <p>2 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。</p>	
<p>(傍聴者への資料の配布及び回収)</p> <p>第8条 傍聴者には、会議次第及び議案内容に関する資料を配布し、会議終了後、速やかに回収する。</p>	<p>(傍聴者への資料の配布及び回収)</p> <p>第8条 傍聴者には、会議次第及び議案内容に関する資料を配布し、会議終了後、速やかに回収する。</p>	

改正案	現行要領（H24.6.22 策定）	備考（変更点）
<p>（議事録）</p> <p>第9条 交通会議については、議事録を作成するものとする。</p> <p>2 前項の議事録には、会長又は会長の指名する者が署名するものとする。</p>	<p>（議事録）</p> <p>第9条 交通会議については、議事録を作成するものとする。</p> <p>2 前項の議事録には、会長又は会長の指名する者が署名するものとする。</p>	
<p>【削除】</p>	<p>（公印）</p> <p>第10条 公印は、次のとおりとする。</p> <p>※公印看守者：都市建設部都市デザイン課</p>	<p>○事務局設置要領の策定に合わせて公印の条文を削除</p>
<p>（委任）</p> <p>第10条 この要領に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。</p>	<p>（委任）</p> <p>第11条 この要領に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。</p>	

報告第 1 号

久留米市地域公共交通会議事務局設置要領の制定について

久留米市地域公共交通会議設置要綱第 1 4 条第 4 項の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議事務局設置要領を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 2 6 年 6 月 2 4 日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

久留米市地域公共交通会議事務局設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市地域公共交通会議設置要綱（平成26年6月 日改正）第14条第4項の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局と事務局員を置く。

- 2 事務局長は、久留米市都市建設部交通政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、久留米市都市建設部交通政策課の職員をもって充てる。

(事務の専決)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項についてはこの限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 交通会議の開催及び運営に関すること。
- (3) 交通会議の運営に関する諸要領の軽微な変更に関すること。
- (4) 事務局の運営に必要な物品の購入に関すること。
- (5) 物品及び現金の出納に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、発送、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、久留米市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印)

第6条 公印は、次のとおりとする。

名 称	形 状	寸 法	管 守 者	個 数
久留米市地域公共交通 会議会長之印	正方形	1辺 25ミリメートル	都市建設部 交通政策課長	1

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年 月 日より施行する。

報告第2号

久留米市地域公共交通会議謝金・費用弁償に関する要領の制定について

久留米市地域公共交通会議設置要綱第15条第2項の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議謝金・費用弁償に関する要領を別紙のとおり定めたので報告する。

平成26年 6月24日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

久留米市地域公共交通会議謝金及び費用弁償に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市地域公共交通会議設置要綱（平成26年6月 日改正）第15条第2項の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(謝金の額)

第2条 委員等の報酬は日額5,500円とする。ただし、次に掲げる委員等については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県、市及びその他団体の常勤職員
- (2) 前号に定めるもののほか、申し出のあった委員等

(費用弁償の額)

第3条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により、支給する旅費の額は、久留米市の例によるものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年 月 日より施行する。

報告第3号

久留米市地域公共交通会議幹事会設置要領の廃止について

久留米市地域公共交通会議設置要綱の改定に伴い、久留米市地域公共交通会議幹事会設置要領を廃止したので報告する。

平成26年 6月24日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

報告第4号

久留米市の今後の生活支援交通について

久留米市の今後の生活支援交通について、別紙の通り報告する。

平成26年 6月24日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

久留米市の今後の生活支援交通について

1. 新たな生活支援交通の概要

- 名 称：よりみちバス
- 運行方法：コミュニティバスを基本に定時定路線で運行
- 特 徴：利用者からの予約により、迂回するバス停（よりみちバス停）に停車

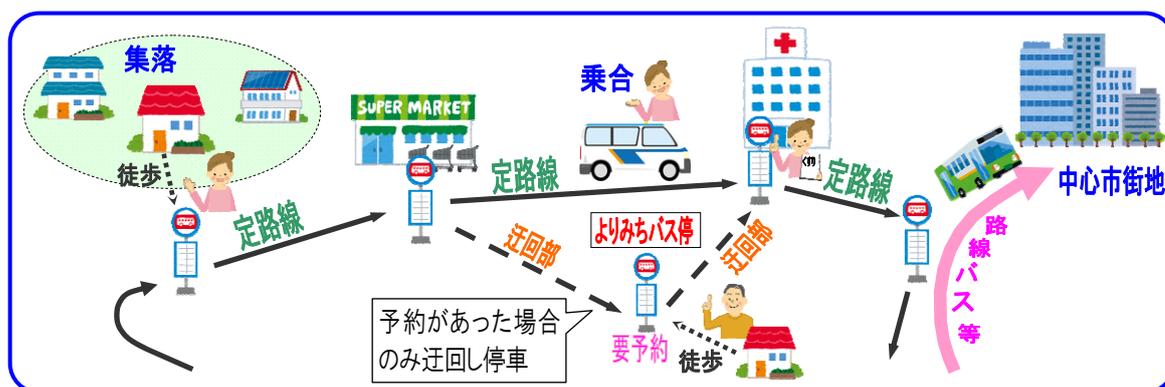


図 よりみちバス運行概要

2. 検討会（〔仮称〕生活支援交通検討会）の設置

(1) 設置目的

- 生活支援交通を地域の実情や需要に適した持続可能なものとするため、運行上必要となる事項や利用促進策について検討を行う。

(2) 検討内容

- 停留所位置やルートなど運行計画の策定及び見直し
- 地域意見の集約や決定事項の周知
- 地域事業者との連携の検討
- 既存公共交通を含めた利用促進策の実施

(3) 構成メンバー（案）

- 校区コミュニティ組織の代表
- 民生委員
- 利用者代表（女性の会、老人会等）
- 商工会
- NPO など

3. 今後のスケジュール

- 平成26年7月：検討会設置（城島地域、北野地域）
- 平成26年7月～（月1回程度）：検討会において運行計画等を立案
- 平成27年1月：運行開始（目標）

協議第3号

久留米市城島地域、北野地域生活交通ネットワーク計画（案）について

久留米市城島地域生活交通ネットワーク計画（久留米市城島地域内フィーダーシステム確保維持計画）（案）及び久留米市北野地域生活交通ネットワーク計画（久留米市北野地域内フィーダーシステム確保維持計画）について、別紙（資料2）のとおり承認を求める。

平成26年 6月24日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

報告第5号

久留米市地域公共交通会議の今後の開催予定について

久留米市地域公共交通会議の今後の開催予定について、別紙の通り報告する。

平成26年 6月24日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

久留米市地域公共交通会議の今後の開催予定について

1. 平成26年度の久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の協議事項

- 1) 城島地域デマンド乗合タクシーの廃止について **協議事項1**
市と地域の間で協議を進め、代替となる生活支援交通（よりみちバス）の導入が決定した段階で廃止に関する協議を行います。

- 2) 新たな生活支援交通（よりみちバス）の導入について **協議事項2**
城島地域、北野地域で設置する（仮称）地域生活支援交通検討会（以下「検討会」という。）と市との間で検討を行った運行計画等（案）及び運行事業者について協議を行います。

- 3) 城島地域、北野地域生活交通ネットワーク計画の策定について **協議事項3**
平成26年度第1回交通会議で策定した計画について、検討会での協議結果に合わせて変更の協議を行います。

- 4) 地域公共交通網形成計画の策定について **協議事項4**
地域公共交通網形成計画の策定に関する協議を行います。

2. 平成26年度交通会議の開催予定

平成26年度交通会議開催予定

交通会議	第1回	第2回	第3回	第4回
開催時期	H26.6.24	9月(予定)	12月(予定)	3月(予定)
協議事項	協議事項3	協議事項1 協議事項2 協議事項3 協議事項4	協議事項2 協議事項4	協議事項2 協議事項3 協議事項4
備考	・全体概要説明			・協議事項3は次年度計画協議